

第23期漁調委だより（第5回）



令和7年12月10日
京都海区漁業調整委員会

《京都海区漁業調整委員会の開催結果》

1 開催期日

令和7年12月4日（木）13:30～15:00

2 開催場所

宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 3階研修室

3 審議事項

（1）特定水産資源に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について

（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、令和8管理年度における特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群）の漁獲可能量を定めるものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

各特定水産資源の漁獲可能量は以下のとおりです。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準
かたくちいわし対馬暖流系群	京都府かたくちいわし漁業	15,000 トンの内数
うるめいわし対馬暖流系群	京都府うるめいわし漁業	58,000 トンの内数

(2) 機船船びき網漁業（さよりニそうびき機船船びき網漁業）の制限措置等について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、機船船びき網漁業（さよりニそうびき網漁業）の制限措置等について定めるものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。制限措置等の内容は以下のとおりです。

申請すべき期間：令和8年1月5日～2月4日

許可の有効期限：令和8年3月1日～令和13年2月28日

漁業種類	機船船びき網漁業（さよりニそうびき網漁業）
許可又は起業の認可をすべき漁業者等の数	8隻
船舶の総トン数	5トン以下
操業区域	京共第1号、第3, 7号、第4, 6, 7号、第5, 6, 7号、第22号、第24号の共同漁業権区域内
漁業時期	公示のとおり
漁業を営む者の資格	操業区域の共同漁業権の関係地区に住所を有する者

(3) いさざ落し網漁業の制限措置等について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、いさざ落し網漁業の制限措置等について定めるものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。制限措置等の内容は以下のとおりです。

申請すべき期間：令和8年1月5日～2月4日

許可の有効期限：令和8年2月10日～令和13年2月9日

漁業種類	いさぎ落し網漁業
許可又は起業の認可をすべき漁業者等の数	6名
操業区域	京共第8号（大丹生川河口、高野川新橋下流端より下流）
漁業時期	2月10日から4月30日
漁業を営む者の資格	京都府に住所を有する者

4 その他

- (1) 京都府から、小型するめいか釣り漁業におけるするめいか採捕停止命令について報告。
- (2) 事務局から、令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について、及び大中型まき網漁業との調整について報告。

5 お知らせ

次回委員会は、令和8年1月中下旬に開催予定

京都海区漁業調整委員会事務局（京都府水産事務所内）
〒626-0052
京都府宮津市字小田宿野1029-3
TEL 0772-22-4438 FAX 0772-22-3289
メール kaiku-chousei@pref.kyoto.lg.jp



 2025年も大変お世話になりました。来年もよろしくお願ひいたします。 